

県政運営指針

県民の皆様が幸せで
将来に希望の持てる高知県の実現に向けて

平成 27 年 4 月

高知県



ポイント1 公社等外郭団体等と連携・協調する

産業振興計画や日本一の健康長寿県構想など、県が進める施策に対して公社等外郭団体等と協働して取り組んでいく必要があります。

info 公社等外郭団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人又は県が出資をし、かつ、県職員を派遣している法人（いずれも株式会社を除く。）

ポイント2 公社等外郭団体に必要な見直しを進める

公社等外郭団体については、平成22年3月策定の「新高知県行政改革プラン」及び平成23年3月に策定した「公社等外郭団体改革実施計画」に基づき、平成22～26年度において、存在意義が薄れている団体、事業の必要性が低下している団体等の「廃止」又は「縮小」に取り組んできました。また、存続する団体についても「健全経営の確保」が保たれるよう県として積極的に関与してきました。

また、この間、国においても「公益法人制度改革」や「第三セクター等の抜本的改革」が進められてきました。

この取り組みの結果、平成22～26年度の5年間で以下の6団体が統合又は廃止され、平成27年3月現在では、29団体（P30参照）となっています。

info 統合・廃止団体

- ・ 平成23年1月 (財)高知県医療廃棄物処理センターを(財)エコサイクル高知と統合
- ・ 平成23年12月 (財)高知県苗木需給安定基金協会の廃止
- ・ 平成25年6月 (財)高知県内水面種苗センターの廃止
- ・ 平成25年11月 (財)高知県福祉基金、(財)高知県競馬施設公社の廃止
- ・ 平成26年3月 高知県道路公社の廃止

取り組み① 公社等外郭団体に必要な見直しを進める

- ・ 現在存続している29団体については、地域の産業振興や雇用創出、文化振興などの住民の福利厚生増進、環境保全、生態系保全、公共施設などの管理等といった「公共性、公益性を有し、地域住民にとって必要な事業を、事業そのものが採算性に乏しい等の理由により、民間企業が事業を実施することが困難であるため、代わってその役割を担う」ことや「市町村の圏域を超え、全県的な課題に広域的に取り組む」ために、現時点では存続（各団体の役割はP30を参照）の方向性となっていますが、今後は次の方針に基づき、必要な見直し等を進めます。

ア 健全経営の確保

- ・ 県が財政的支援を行っている団体は、組織体制のスリム化や管理費の縮減等に取り組みます。特に経常赤字が続いている団体や累積赤字を有する団体については、経営の合理化を強く推進します。
- ・ 県が財政的支援を行っていない団体は、引き続き自立した経営を確保します。
- ・ 法人の設立目的に応じ、県以外からの事業の受託や自主事業による財源確保に努めます。
- ・ 他団体との管理部門の一元化や事務の共同化、団体間及び団体内での役職員の兼務等も検討します。
- ・ プロパー職員の新規採用（退職補充を含む。）にあたっては、将来見通しを十分考慮の上、慎重に行うものとしします。なお、採用が必要な場合には、公社等改革推進会議に諮ります。
- ・ 公社等における人事の活性化やプロパー職員の育成のため、団体間の人事交流も検討します。

イ 県の人的関与の縮小

- ・ 運営の自立性、主体性を高めるとともに、経営責任を明確にするため、県の人的関与を引き続き縮小します。
- ・ 県職員の派遣については、必要最小限の範囲とします。
- ・ 民間活力の導入のため、民間から積極的に役職員を登用します。

ウ 存在意義の薄れた団体の廃止・統合

- ・ 現時点では存続する理由のある団体についても、社会経済情勢の変化等により存在意義が薄れた団体、事業の必要性が低下した団体については、「廃止」又は「縮小」に取り組みます。

エ 情報公開の促進等

- ・ 経営の透明性を確保する観点から、財務諸表、事業計画、組織・人員管理状況、活動内容などの情報を積極的に公開します。

オ 県退職後の再就職に係る透明性・公平性の確保

- ・ 県退職者が公社等へ再就職した場合、給与の支給額に上限を設けるとともに、公社等からは退職金を支給しません。
- ・ 県を退職する管理職員には、公社等も含めて再就職先の報告を求め、その結果をホームページで公表します。また、公社等の役職員に占める県退職者の人数については、経営状況の情報と合わせて公開します。

※ なお、株式会社は基本的に利益を上げることを目的に経営されており、株主との関係の中で経営改善が図られるべきとの理由から、この指針の対象からは除外しますが、県の出資割合が4分の1以上の株式会社については、対象団体に準じて経営情報を公表するとともに、健全経営を確保し、県の財政的支援の縮小に努めます。

info 公社等外郭団体の担っている役割

団体名	役割
1 (一社) 高知医療再生機構	・本県の医療再生に向けて、医師不足の問題を解決し医療の充実を図るため、若手医師のキャリア形成支援、県外からの医師の招聘・赴任の支援等を実施
2 (公財) 高知県文化財団	・文化財等の調査研究、収集、保存、教育普及活動等を担う県立文化施設(美術館、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、文学館、埋蔵文化財センター)の管理運営等を通じた県内への品質の高い芸術文化の提供
3 (公財) 土佐山内記念財団	・山内家資料などの歴史的資料を後世に継承するとともに、展示や研究成果の還元、教育普及活動による文化振興
4 (公財) 高知県国際交流協会	・地域の国際化を推進し、民間団体の支援や在住外国人の住みやすい環境を整えるとともに、地域の国際化を図ることで、グローバルな人材の育成や外国人と日本人の地域における共生意識の醸成
5 (公財) ちうち男女共同参画社会づくり財団	・男女共同参画社会の実現を推進するための、各種事業(講演会等の開催、人材育成、相談対応等)、及び広報・啓発活動の実施
6 (公財) 高知県人権啓発センター	・県民に対する人権に関する普及啓発及び研修等の実施による県民の人権尊重の理念について理解の促進
7 (一財) 高知県地産外商公社	・高知県のブランド価値向上、地産外商の推進に資する県外市場に対しての県産品販売及び観光及び食文化等についての情報発信
8 (公財) 高知県産業振興センター	・中小企業や小規模事業者の新たな事業への取り組みや課題の解決に向けた企業活動の支援
9 (公財) 高知県観光コンベンション協会	・国内外の観光客及びコンベンションの誘致・受入に関する事業をはじめ、観光プロモーションの実施、スポーツ観光の誘致、フィルムコミッション事業を通じての交流人口の拡大による地域経済の活性化
10 (公財) 高知県農業公社	・担い手となる農業者の効率的かつ安定的な経営基盤の確保に資する農地の有効利用及び就農定着支援に関する事業の実施
11 (一社) 高知県農業用廃プラスチック処理公社	・農業用廃プラスチック類の処理に係る負担の軽減、適正処理による環境保全に資する全県的な農業用廃プラスチック類の回収・処理事業の実施
12 (公社) 高知県種苗センター	・本県園芸農業の振興発展に資する園芸野菜・花きの優良品種の原種の増殖及び優良種苗の普及
13 (公社) 高知県青果物基金協会	・生産者の経営安定を目的とした主要な野菜価格の著しい低落時における価格差補給金等交付
14 (一社) 高知県肉用子牛価格安定基金協会	・家畜畜産物の安定供給の確保を目的とした肉用牛生産者の経営安定と健全な家畜の生産に関する事業の実施
15 (公社) 高知県森と緑の会	・地域の森林整備及び緑化の推進等に資する緑の募金事業及び森林整備等に関する事業の実施
16 (一社) 高知県森林整備公社	・分収方式による造林事業の実施
17 (公財) 高知県山村林業振興基金	・林業労働力の育成・確保に関する事業や、林業に関する無料職業紹介などの実施
18 (公財) 四万十川財団	・四万十川の保全及び流域の振興を目的とした景観及び生物資源の保全並びにその啓発事業などの実施
19 (公財) 高知県牧野記念財団	・高知県立牧野植物園管理運営事業等を通じての植物に関する教育普及、県内を中心に有用植物を主軸とした植物研究及び希少植物等の調査
20 (公財) エコサイクル高知	・産業廃棄物の適正な処理その他廃棄物に関する各種事業の実施
21 (公財) 高知県魚さい加工公社	・魚腸骨等の適正な再生利用に関する各種事業の実施及び再生利用促進のための知識及び指導の普及啓発
22 高知県漁業信用基金協会	・中小漁業融資保証法に基づく中小漁業者等に対する貸付債務の保証
23 (公社) 高知県建設技術公社	・県や市町村の公共工事の計画、設計、積算、施工管理、技術審査補助や建築住宅部門での住宅性能評価業務などの実施に加え、建設技術者の技術力向上支援の実施
24 高知県土地開発公社	・公共用地、公用地等の取得、管理等の実施
25 (公財) 高知県のいち動物公園協会	・高知県立のいち動物公園の維持管理運営、動植物に関する調査研究、動物の知識及び動物愛護思想の普及、野生動物の保護等を通じて、県民の野生動物や環境等に対する関心や理解の促進
26 高知県住宅供給公社	・管理水準の向上と入居者の利便性の向上に資する県営住宅及び一部の市町村営住宅の管理代行並びに保有する利便施設等の管理運営
27 (公財) 高知県スポーツ振興財団	・高知県におけるスポーツの振興に資する県立スポーツ施設の管理運営、スポーツの普及・振興事業の実施、スポーツツーリズムの推進
28 (公財) 高知県体育協会	・県民の体力向上や競技力向上に資する競技団体への助成、国民体育大会への選手団の派遣、スポーツ少年団の育成等の事業の実施
29 (公財) 暴力追放高知県民センター	・暴力団のない安全で平穏な高知県の実現に資する暴力団員等の不当な行為による犯罪被害者支援事業、暴力団員等の不当要求行為による被害を防止するための責任者講習事業等の実施

取り組み②

特定の公社等外郭団体について重点的に改革に取り組む

- ・ 高知県森林整備公社、高知県土地開発公社、高知県住宅供給公社については、特に重点的に改革に取り組んでいきます。別途、具体的な改革の実施計画を作成します。

ア 高知県森林整備公社

<取り組みの方向>

借入金に依存しない長期的な経営収支の改善（事業活動収支額黒字化の常態化）

<概要>

同公社は、分収林特別措置法に基づき、個人や団体から借り受けた土地に植林し、伐採時に木材販売収入を土地所有者と分けあう分収林事業を行っていますが、昨今の木材価格の低迷により、育林経費に係る借入額に見合う売却益が望めない状況であり、公社が抱える負債は平成 25 年度末で約 278 億円となっており、抜本的な経営改革が必要になっています。

平成 23 年度には、有識者や林業関係者等で構成する「高知県森林整備公社経営検討委員会」により公社の経営改革プランが策定されています。あわせて公社においても、同プランを受けて平成 24 年度から 5 箇年の第 10 期経営計画（平成 24～28 年度）を策定し、経営改革を進めています。

今後も第 10 期経営計画に基づき、事業手法の見直しや分収割合の見直し等に引き続き取り組み、積極的に経営改革を進め、平成 23 年度から継続して達成している「事業活動収支の黒字化」を継続していきます。

なお、平成 29 年度からの第 11 期経営計画（平成 29～33 年度）についても、同プランに沿った計画を策定し、経営改革に引き続き取り組み、借入金に依存しない長期的な経営収支の改善に向けた事業活動収支の黒字の継続を目指していきます。

また、全国の林業公社が同様の問題を抱えているため、他の府県とも連携しながら、国に対してさらなる公社支援策の提案を行う等、公社の経営問題の解決に取り組めます。



イ 高知県土地開発公社

<取り組みの方向>

秦南団地の売却を進めながら、廃止を前提に公社の在り方を検討

<概要>

同公社は、昭和 48 年に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立され、公共用地の先行取得などの業務を行ってきましたが、近年、地価の下落や公共事業の減少等により先行取得の必要性は薄れてきており、本来の役割は終えています。

また、公社が長期保有している土地のうち最大規模の秦南団地については、利活用策に係る慎重な検討の結果、平成 27 年度から高知市の消防署用地、病院用地及び都市計画道路用地として順次売却されることとなっています。

一方で公社は、現在、国から県に依頼されている「8の字ネットワーク」の用地取得という重要な役割を担っており、今後も同様の依頼が国から県に対して行われることが予想されることから、この役割を担う体制は必要・不可欠です。

これらを踏まえ、今後、秦南団地の売却を進めながら、廃止を前提に公社の在り方の検討を行っていきます。併せて、廃止する場合における国の「8の字ネットワーク」の整備に係る用地取得事業の受け皿体制の構築についても検討します。

ウ 高知県住宅供給公社

<取り組みの方向>

健全経営を確保しながら、公営住宅や利便施設の管理運営業務を主体に行うとともに、新たな公社の役割を検討

<概要>

同公社は入居者の利便性や行政のスリム化の観点から、平成 18 年に法制化された「管理代行制度」を活用し、平成 22 年度からは県内全域における県営住宅の管理を受託するなど、公営住宅等の管理業務を主体に行っています。

県営住宅等の管理に加えて、市町村営住宅の管理受託に向けて各市町村との協議を進めています。実績としては、平成 25 年度から受託した日高村営住宅の一部のみに留まっています。

今後は、公営住宅等の管理業務の充実に取り組むとともに、市町村行政のスリム化等に資するため、さらなる市町村営住宅管理受託に向けて、関係市町村との協議を引き続き行っていくこととします。

加えて、県の住宅施策の一翼を担う団体として、南海トラフ地震による被災者の住宅確保支援対策など、県施策に資する公社の新たな役割とその可能性について検討していきます。

なお、従来行っていた住宅・宅地の量的充足を目的とした新規の開発は現在行っておらず、既に分譲用地として開発した土地については、早期の分譲を進めています。残る分譲用地以外の保有地についても引き続き、早期の処分に努めます。